

船舶事故調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年12月6日 09時07分ごろ
発生場所	愛媛県 ^{うわしま} 宇和島市 ^{とりくび} 鳥首島西方沖 坊主 ^{ぼうずばる} 碇灯標から真方位187° 1,240m付近 (概位 北緯33° 12.0′ 東経132° 28.4′)
事故の概要	漁船第二十八こうほうの乗組員は、真珠筏のロープの洗浄作業中、巻揚げ機滑車部に左手を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和6年2月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八こうほう、2.4トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 8 7 3 7 6（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定 乗組員A、操縦免許 なし
負傷者	重傷 1人（乗組員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長及び乗組員Aが乗り組んでいた。 船長及び乗組員Aは、鳥首島西方沖の真珠養殖施設内で真珠筏のロープの洗浄作業を開始した。 乗組員Aは、本船の左舷船首部に設置された巻揚げ機のフックを引っ掛けて真珠筏のロープを巻き揚げ、一旦、同ロープを巻揚げ機から外した後、同ロープを左舷側の舷縁に設置されたローラー（以下「本件ローラー」という。）に掛け、本件ローラーを回転させながら同ロープを洗浄していた。（写真1、写真2参照）



写真1 左舷船首部に設置された巻揚げ機

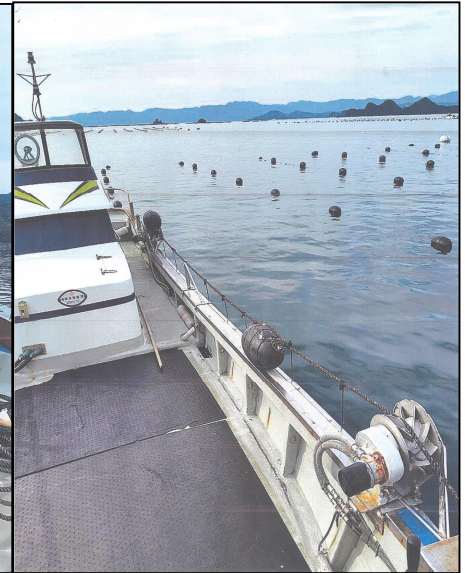


写真2 本件ローラー

乗組員Aは、真珠筏のロープが本件ローラーから外れて本件ローラーとローラーガイドの間に挟まったのを認め、巻揚げ機で吊り上げて外そうと思い、同ロープに巻き揚げ機のフックを引っ掛けた。(写真3、写真4参照)



写真3 本件ローラーとローラーガイドの間に挟まった状態の真珠筏のロープ

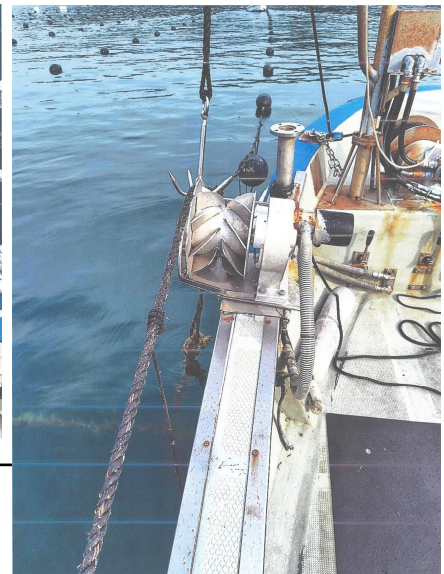


写真4 巻揚げ機のフックに掛けた真珠筏のロープ

乗組員Aは、左手で巻揚げ用ロープ（以下「本件ロープ」という。）のフック付近を掴んだまま、右手で巻揚げ機のスイッチレバーを奥側に倒して巻揚げを始めたところ、スイッチレバーの操作を誤って高速回転となり、気が動転して本件ロープを掴んでいた左手を放す間もなく、左手親指が巻揚げ機の滑車部分に挟まれた。(写真5、写真6参照)



写真5 巻揚げ機の
スイッチレバー

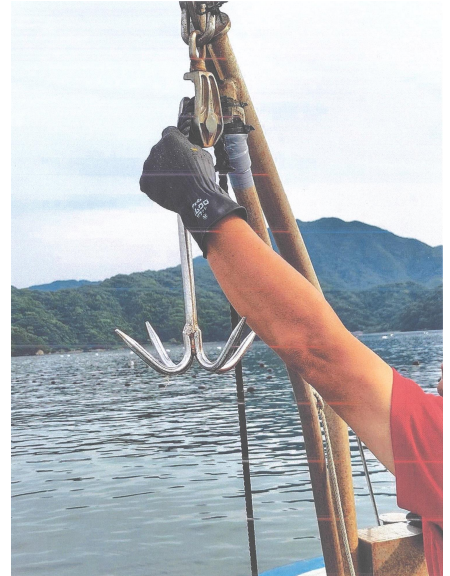


写真6 乗組員Aの左手の親指
が滑車部に挟まれた状
態（再現）

船長は、操舵室にいたところ、乗組員Aの叫び声を聞いて駆け寄り、乗組員Aがけがを負っていたので、直ちに119番通報を行った。

乗組員Aは、本船で宇和島市矢ノ浦^{やのうら}港まで運ばれた後、救急車で同市内の病院に搬送され、左母指切断、左手蜂巣炎と診断された。

本船の巻揚げ機のスイッチレバーは、レバーを奥側に倒すと巻揚げ、手前に引くと繰出しとなり、レバーから手を放すと停止する仕組みで、同レバーの押し具合で回転の強弱が変化し、強く押すと高速回転になるものであった。

真珠筏のロープの洗浄作業は、年に2回行っており、乗組員Aは、平成28年ごろから本船に乗り組み、巻揚げ機の操作を担当しており、幾度も同操作を行った経験のある慣れた作業で、危険を感じたことはなく、真珠筏のロープを本件ローラーに掛け、本件ローラーを回転させながら専用の道具を使用してゴミ等を取り除くものであった。

真珠筏のロープの洗浄作業では、これまでも真珠筏のロープが本件ローラーとローラーガイドの間に挟まることが時々あり、乗組員Aは、その都度、挟まった同ロープに巻揚げ機のフックを引っ掛けて巻き揚げ、同ロープを外していた。

乗組員Aは、ふだんから、本件ロープを巻き上げる際、本件ロープの先端に取り付けられたフックが揺れるなどして真珠筏のロープが同フックから外れないよう左手で本件ロープのフック付近を掴んで巻揚げ機を操作していた。

乗組員Aは、ふだん、巻揚げ機のスイッチレバーを強く押して高速回転とすることはなく、危険を感じたことがなかったので、本事故

	時、慣れた作業で知らず知らずのうちに巻揚げ作業に対する気の緩みが生じ、レバーの操作を誤って強く押してしまったと本事故後に思った。 乗組員 A は、真珠筏のロープを吊り上げるのに要する時間が通常回転で約 10 秒なのに対し高速回転で約 2 秒であったので、本事故時、急に高速回転となって気が動転し、本件ロープを掴んでいた左手、又はスイッチレバーを操作していた右手を瞬時に放すことができなかったと本事故後に思った。 乗組員 A は、両手にゴム手袋を着用していた。 船長及び乗組員 A は、救命胴衣を着用していた。 (付図 1 事故発生場所概略図、写真 7 本船 参照)
分析	乗組員 A は、真珠筏のロープの洗浄作業中、左手で本件ロープのフック付近を掴んだ状態で、右手で巻揚げ機のスイッチレバーを高速回転とさせたことから、本件ロープが高速回転で巻き揚げられ、左手を放す間もなく、左手親指が巻揚げ機の滑車部に挟まれて負傷したものと考えられる。 乗組員 A は、本件ローラーとローラーガイドの間に挟まった真珠筏のロープを外そうとしたことから、同ロープを巻揚げ機のフックに引っ掛けて同巻揚げ機のスイッチレバーを操作したものと考えられる。 乗組員 A は、本件ロープの先端に取り付けられたフックが揺れるなどして真珠筏のロープが同フックから外れないようにしようとしたことから、左手で本件ロープのフック付近を掴んでいたものと考えられる。 乗組員 A は、ふだんから巻揚げ機の操作の担当で巻揚げ機のスイッチレバーの操作に慣れていたことから、危険を感じたことがなく、知らず知らずのうちに巻揚げ作業に対する気の緩みが生じ、レバーの操作を誤って強く押してしまったものと考えられる。 乗組員 A は、本事故時、急に高速回転となって気が動転したことから、本件ロープを掴んでいた左手、又はスイッチレバーを操作していた右手を瞬時に放せなかったものと考えられる。
原因	本事故は、乗組員 A が、真珠筏のロープの洗浄作業中、本件ローラーとローラーガイドの間に挟まった同ロープを外そうとして、同ロープを巻揚げ機のフックに掛け、左手で本件ロープを掴んだ状態で、右手で巻揚げ機のスイッチレバーを高速回転させたため、本件ロープが高速回転で巻き揚げられ、左手親指が巻揚げ機の滑車部に挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・巻揚げ機を操作する乗組員は、慣れた作業であっても気を緩め

ず、慎重にスイッチレバーの操作を行うこと。

- ・ 小型漁船の船長は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図 1 事故発生場所概略図



写真7 本船

